

イ 市場に対する濫用行為については、FSAの申立により、裁判所は様々な命令を下すことができる。すなわちある者が市場に対する濫用行為に従事しそうであるか、または従事しそれが今後も繰り返され継続されそうであるとの合理的な可能性があるときには、裁判所は市場に対する濫用行為をやめるように命令を下すことができる（法案331条1項）。さらに、是正命令（法案331条2項）や資産処分の停止命令（法案331条4項）も下すことができる。この場合の管轄は、the High Court 又は the Court of Session である（法案331条5項）。また、もしもある者が市場に対する濫用行為に従事し、その結果①彼に不当な利益が生じた、②他の者が損害または不利な影響を受けたときに、裁判所は、①の場合には生じた利益を、②の場合には損失不利益の範囲内で適切と思われる金額をFSAに支払うことを命じることができる（法案33条）。

(注1) Fisher = Bewsey, *The Law of Investor Protection* p p . 43 ~ 44 (1997).

(注2) *Id.*, at9. 1992年における裁判官による報告書「小投資家の保護」では、従来規制の構造及びルールがあまりにも複雑すぎる事が指摘されている。

(注3) Haynes, *Butterworths Financial Services Law Guide*, p245 (1997).

(注4) *Id.*, at251, 264.

(注5) FSA, *Financial Services regulation : Enforcing the new regime* (Consulation Paper 17) (1998).

(注6) 例えば1994年7月にPIAのオンブズマンが設置された。それは、PIAのメンバーに対する申立を処理する独立の苦情処理機関であり、投資家と業界の衡平を意図した。

Fisher = Bewsey, *supra note* (1), at58.

第3節

刑事責任

ここでは、イギリスにおける金融サービス法（注）及び現在提案されている金融サービス・マーケット法案において、投資者保護に資するどのような犯罪類型が定められているのかについて概観する。

1 金融サービス法

(1) 営業制限

本法3条は、何人も、認可業者又は適用免除業者でなければ、投資業を営んではならない旨

規定し、投資業を営むことができる者を制限する。3条に違反した者は有罪とし、正式起訴の場合、2年以下の禁固若しくは罰金又はその併科、略式起訴の場合、6月以下の禁固若しくは法定の最高限以下の罰金又はその併科という刑が科される（同4条）。

（2） 誤解を招く陳述

本法47条1項は、(a) 誤解を招き、虚偽であり若しくは詐欺的であることを知りながら、陳述、約束若しくは予想を行い、若しくは、不誠実に重要な事実を隠蔽し、又は、(b) 不注意に（不誠実に等）、誤解を招き、虚偽であり若しくは詐欺的な陳述、約束若しくは予想を行う者は、他人に対して、投資合意の締結若しくは締結の申込、又は、締結若しくは締結の申込の抑制を誘引する目的で、その陳述、約束若しくは予想を行い、若しくは事実を隠蔽し、又は誘引するか否かについて不注意であるときには、有罪である旨規定する。これは、金融サービス法の施行に伴い廃止された1958年投資詐欺防止法13条に相当するものである。

同2項は、投資物件の市場、価格若しくは価値について虚偽の若しくは誤解を招く印象を与える行為を行い、又はそのような一連の行為に従事する者は、このような印象を与え、他人に対して、投資物件の取得、処分、応募若しくは引受、又はそのような行為の抑制、又は投資物件が付与する権利の行使若しくは行使の抑制を誘引する者は、有罪とする旨規定する。これは、相場操縦を禁止した規定であるが、本法の施行以前は、1958年投資詐欺防止法13条に該当する限りにおいて相場操縦は規制されていたとされる。

本条に基づき有罪となる者には、正式起訴の場合、7年以下の禁固若しくは罰金又はその併科、略式起訴の場合、6月以下の禁固若しくは法定の最高限以下の罰金又はその併科という刑が科される（同6項）。

（3） 広告の制限

本法57条1項は、認可業者でない者は、その内容が認可業者によって承認されているのでなければ、投資広告を出してはならない旨規定する。「投資広告」の意味は同2項に規定されている。これに違反した者は有罪とし、正式起訴の場合、2年以下の禁固若しくは罰金又はその併科、略式起訴の場合、6月以下の禁固若しくは法定の最高限以下の罰金又はその併科という刑が科される（同3項）。

（4） その他

本法は、上記の他に、国務大臣によって指名された監査人等に対し、認可業者等が重要な項目について虚偽の情報を提供すること（111条）、治安判事により発行された令状により与えられた権利の行使を妨げること（199条）、認可業者ではないのに、自ら認可業者であると記述し、示すこと（200条）、法人の取締役等が、法人が犯した本法の罪について共謀すること（202条）等を刑事罰の対象としている。

2 金融サービス・マーケット法案

(1) 一般禁止

本法案17条1項は、何人も認可業者又は適用免除業者でなければ規制業務を営むことは許されない旨規定し、これに違反した者は有罪とし、略式起訴の場合、6月以下の禁固若しくは法定の最高限以下の罰金又はその併科、正式起訴の場合、2年以下の禁固若しくは罰金又はその併科という刑が科される（同21条・17条2項）。

(2) 誤解を招く陳述

本法案341条1項は、(a) 重要な事項について、誤解を招き、虚偽であり若しくは詐欺的であることを知りながら、陳述、約束若しくは予想を行う者、(b) 自らなした陳述、約束若しくは予想に関連して等、不誠実に重要な事実を隠蔽する者、(c) 不注意に（不誠実に等）、重要な事項について、誤解を招き、虚偽であり若しくは詐欺的な陳述、約束若しくは予想を行う者に適用される。そして、同2項は、1項が適用される者は、他人に対して、合意の締結若しくは締結の申込、又は、締結若しくは締結の申込の抑制を誘引する目的で、その陳述、約束若しくは予想を行い、若しくは事実を隠蔽し、又は誘引するか否かについて不注意であるときには、有罪である旨規定する。これは、金融サービス法47条1項とほぼ同趣旨である。

また、同3項は、関連投資物件の市場、価格若しくは価値について虚偽の若しくは誤解を招く印象を与える行為を行い、又はそのような一連の行為に従事する者は、このような印象を与え、他人に対して、投資物件の取得、処分、応募若しくは引受、又はそのような行為の抑制、又は投資物件が付与する権利の行使若しくは行使の抑制を誘引する者は、有罪とする旨規定する。これは、金融サービス法47条2項とほぼ同文言である。

本条で有罪となる者には、略式起訴の場合、6月以下の禁固若しくは法定の最高限以下の罰金又はその併科、正式起訴の場合、7年以下の禁固若しくは罰金又はその併科という刑が科される（同8項）。

(3) 金融営業活動

本法案19条1項は、認可業者又は認可業者によって承認を得た非認可業者でない者が、投資行動への従事の勧誘、又は直接若しくは間接的に投資行動への従事に導くことを目的とした、又は目的とすることが合理的に推測される情報を伝達することを禁止する旨規定し、これに違反した者は有罪とし、略式起訴の場合、6月以下の禁固若しくは法定の最高限以下の罰金又はその併科、正式起訴の場合、2年以下の禁固若しくは罰金又はその併科という刑が科される（同23条1項）。

(4) その他

本法案は、上記の他に、認可業者ではないのに、自ら認可業者であると記述し、示すこと(22条)、FSAの調査に際しなされる要求に応じないこと(147条)、認可業者に対する影響力の取得についてのFSAへの通知を怠ること(160条)、監査人等に対し、認可業者等が重要な項目について虚偽の情報を提供すること(303条)、秘密情報を制限に反して開示すること(305条・307条)、本法で課される要求に関し、FSAに虚偽の情報を与えること(342条)、法人の役員等が、法人が犯した本法の罪について共謀すること(343条)等を刑事罰の対象としている。そして、FSAは、法案上の犯罪、内部者取引及びマネーロンダリングにかかる犯罪について、手続開始権限を有する(344条)。

(注) 金融サービス法の邦訳として、日本証券経済研究所(編)『外国証券関係法令集・イギリス〔改訂版〕』(1996年)がある。また、相場操縦規制に関して、王子田誠「イギリス法における相場操縦規制～金融サービス法47条2項の意義を中心として～」立教大学大学院法学研究15(1996年)46頁以下参照。

第4節

消費者被害救済への取組

—オンブズマン・年金ミスセリング・補償スキーム—

いかに立派な法を作っても、また、規制、監督、執行システムを整備しても、被害の発生を完全に阻止することはできない。そこで、諸外国では、金融法制度の中にあらかじめ被害救済システムを組み込んでおくのが通例である。ここでは、イギリスの金融サービス消費者被害救済制度を概観する。具体的には、個別被害の救済を行うオンブズマン、集中的・構造的に生じた年金ミスセリングの被害者救済、倒産等の場合の補償スキームの三分野につき、現状並びに新しい金融サービス・マーケット法案体制ではどのように変わるか眺めることとする。

1 オンブズマンによる苦情処理

(1) 現状

金融サービス法は、付属規程2「自主規制機関の承認のための要件」第6条に苦情の調査という項目を設け、次のような規定をおいている。

第6条 (1) 当該機関は、機関又はその会員に対する苦情の調査のため効果的な取決めを持たなければならない。